



鳥取県公安委員会告示 第 88 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2の2第6項において準用する同法第104条第1項の規定に基づき、次のように意見の聴取を行う。

令和8年9月10日

鳥取県公安委員会委員長

笠田 直樹



1 意見の聴取の期日及び場所

令和8年10月8日 午前10時00分から

鳥取市吉方温泉二丁目501番地1 鳥取県警察本部運転免許課